

# 奈良市公報

号外第2号 令和4年3月告示

令和5年3月3日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 告 示

月 日	番号	件 名	主 管
3 3	114	昭和51年奈良市告示第89号（金融機関の指定について）の一部改正	会計課
3 30	169	奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱の一部を改正する告示	教育総務課
3 30	170	奈良市移動等円滑化推進補助金交付要綱の一部を改正する告示	福祉政策課
3 30	171	奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示	保育所・幼稚園課
3 30	172	奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示	福祉政策課
3 30	184	奈良市産後ケア事業（すまいる mama サポート）実施要綱の一部を改正する告示	母子保健課
3 31	187	奈良市未成年後見人支援事業実施要綱	児童相談所設置推進課
3 31	193	奈良市景観計画区域内における一定規模以上の大規模建築物等に係る事前協議に関する要綱の一部を改正する告示	都市計画課
3 31	194	奈良市屋外広告物等に関する条例に規定する地域等の指定	都市計画課
3 31	195	奈良市屋外広告物等に関する条例施行規則に規定する地域の指定	都市計画課
3 31	197	奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示	奈良町にぎわい課
3 31	198	奈良市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施要綱	障がい福祉課
3 31	199	奈良市民間保育所等整備費補助金交付要綱	保育所・幼稚園課
3 31	200	奈良市防犯カメラ設置要綱の一部を改正する告示	危機管理課
3 31	201	奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示	健康増進課

3	31	202	奈良市行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整備に関する告示	人事課
---	----	-----	--	-----

## 告

## 示

**奈良市告示第114号**

昭和51年奈良市告示第89号（金融機関の指定について）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行します。

令和4年3月3日

奈良市長 仲川元庸

第2項中「株式会社 三井住友銀行」を「株式会社 三井住友銀行（地方自治法施行令第168条の3第1項の規定による納税通知書、納入通知書その他の納入に関する書類に基づく収納（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録により処理される場合を除く。）を除く。）」に改める。

（令和4年3月3日掲示済）

**奈良市告示第169号**

奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱（昭和63年奈良市告示第84号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「（以下「生徒」という。）」の次に「（奈良市立一条高等学校附属中学校に通学する生徒にあっては、当該生徒の保護者が奈良市児童生徒就学援助費支給規則（平成27年奈良市教育委員会規則第21号）第6条第1項の規定による就学援助の認定を受けている場合に限り。）」を加える。

附則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月30日掲示済）

**奈良市告示第170号**

奈良市移動等円滑化推進補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市移動等円滑化推進補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市移動等円滑化推進補助金交付要綱（平成30年奈良市告示第453号）の一部を次のように改正する。

第5条中「50,000円」を「100,000円」に改める。

附則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月30日掲示済）

**奈良市告示第171号**

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱（昭和61年奈良市告示第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中「該当する」の次に「市内の」を加え、同条第1号中「設置され、市内で運営されている」を「設置された」に改め、同条第2号中「〔児童福祉法〕を〔児童福祉法〕に、〔設置され、市内で運営されている〕を〔設置された〕に改め、同条第3号中「第3条第1項の」の次に「規定による」を、「受けたもの」の次に「（以下「保育所型認定こども園」という。）」を加え、同条第4号中「受けたもの」の次に「（以下「幼稚園型認定こども園」という。）」を加え、同条第5号中「規定により設置され、市内で運営されている」を「規定による認可を受けた」に改め、同条第

6号中「設置され、市内で運営されている」を「設置された」に改め、同条第7号中「設置され、市内で運営されている」を「行われる」に改め、同条第8号中「市内で」を削り、「認めたもの」の次に「(以下「病児・病後児保育施設」という。)」を加え、同条に次の1号を加える。

(9) 幼稚園のうち、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の確認を受けたもの(以下「新制度幼稚園」という。)

第3条第1項第2号中「(平成24年法律第65号)」を削り、同項に次の1号を加える。

(5) 前条第9号の施設 一時預かり事業補助金(幼稚園型)

第3条第2項中「前項の」を「第1項の」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前条の規定にかかわらず、一時預かり事業補助金(幼稚園型)は、市内に住所を有する児童が通う市外の新制度幼稚園、幼稚園型認定こども園、認定こども園、公私連携認定こども園及び保育所型認定こども園(以下「幼稚園等」という。)に対し、当該幼稚園等又は当該幼稚園等が所在する市区町村と協議の上、この要綱の規定に基づき交付することができる。

第4条第2号中「第2条第1号の規定に該当する」及び「同条第2号の規定に該当する」を削り、「同条第3号の規定に該当する民間保育所及び公私連携型保育所並びに同条第4号の規定に該当する幼稚園」を「保育所型認定こども園及び幼稚園型認定こども園」に改め、「同条第5号の規定に該当する」、「同条第6号の規定に該当する」及び「同条第7号の規定に該当する」を削り、「同条第8号の規定に該当する施設」を「病児・病後児保育施設」に改め、「病児保育事業実施要綱に」の次に「、新制度幼稚園にあつては幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)及びその他の関係法令に」を加える。

附 則

この告示は、令和4年3月30日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和3年度予算に係る補助金から適用する。

(令和4年3月30日掲示済)

奈良市告示第172号

奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱(平成14年奈良市告示第122号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「放課後等デイサービス事業所」の次に「、障害児入所施設及び児童発達支援センター」を、「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の3第2項」の次に「及び第35条第4項」を加え、

(10) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人又は日本赤十字社	補助金	3/4	を
------------	-----------------	----------------	-----	-----	---

(10) 無料低額宿泊所	社会福祉法第2条第3項第8号	社会福祉法人等	補助金	3/4	に改
(11) 日常生活支援住居施設	生活保護法第30条	社会福祉法人等	補助金	3/4	
(12) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人又は日本赤十字社	補助金	3/4	

める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月30日掲示済)

奈良市告示第184号

奈良市産後ケア事業（すまいる mama サポート）実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月30日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市産後ケア事業（すまいる mama サポート）実施要綱の一部を改正する告示

奈良市産後ケア事業（すまいる mama サポート）実施要綱（平成29年奈良市告示第187号）の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱は」の次に「、母子保健法（昭和40年法律第141号）第17条の2第1項に規定する産後ケア事業として」を加える。

第2条に次の1号を加える。

(9) 母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第7条の4に定める基準を満たしていること。

第4条第1項中「4箇月未満」を「1年未満」に改め、同項第3号中「親族等から支援が受けられず」を「同居家族の有無等にかかわらず」に改める。

第5条第1項中「3日前」を「3日（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この条において「祝日」という。）並びに12月28日から翌年1月4日までの日（祝日を除く。）を除く。）前」に改める。

第7条中「するとともに、奈良市すまいる mama サポート利用変更（中止）届（別記第4号様式）を市長に提出」を削る。

第8条第2項中「別記第5号様式」を「別記第4号様式」に改める。

別表第1中「利用開始時刻から24時間以内（おおむね午前10時から翌日の午前10時まで）」を午前中に入所するものとし、利用開始時刻からおおむね24時間に、「午前10時から午後7時まで」を「午前中に入所し、午後」に退所するものとし、利用開始時刻からおおむね6時間以上9時間以内」に、「2食」を「1食（昼食に限る。）」に改める。

別記第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

奈良市すまいる mama サポート利用申請書兼情報提供等同意書

(宛先) 奈良市長

私は、奈良市産後ケア事業(すまいる mama サポート)実施要綱第5条第1項の規定により、次のとおり奈良市すまいる mama サポートの利用を申請します。

申請(利用者)

フリガナ

母：(氏名) \_\_\_\_\_ (生年月日)： \_\_\_\_\_ 年 月 日

(住所) 奈良市 \_\_\_\_\_

(電話番号) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

フリガナ

兄：(氏名) \_\_\_\_\_ (生年月日)： \_\_\_\_\_ 年 月 日

緊急連絡先

フリガナ

(氏名) \_\_\_\_\_ (申請者との関係) \_\_\_\_\_

(住所) 申請者と同じ 申請者と異なる(以下に住所を記入) \_\_\_\_\_

(電話番号) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

- ① 利用料に係る世帯区分を確認するために、市長が審査に必要な範囲で課税状態について調査・閲覧することに同意するとともに、同意した調査で確認できない場合は、必要書類を提出します。

世帯の区分 ( ) に○印をつけてください

( ) 市民税課税世帯 ( ) 市民税非課税世帯・生活保護世帯

- ② 事業の実施に当たり、奈良市と実施医療機関等が必要な個人情報(利用料に係る世帯区分を除く。)を共有することに同意します。

年 月 日

氏名

(自署)

第2号様式 (第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

奈良市長印

奈良市すまいる mama サポート利用承認通知書

年 月 日に申請のありました、すまいる mama サポートの利用について、次のとおり承認しましたので、奈良市産後ケア事業（すまいる mama サポート）実施要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

利用者氏名	
利用可能期間	年 月 日まで
上限泊(日)数	産後ショートステイ：7泊 産後デイケア：7日
利用料	<input type="checkbox"/> 区分A 産後ショートステイ：1泊 2,000円 (多胎加算 400円) 産後デイケア：1日 1,000円 (多胎加算 200円)  <input type="checkbox"/> 区分B1・B2 産後ショートステイ：1泊 1,400円 (多胎加算 100円) 産後デイケア：1日 700円 (多胎加算 50円)
備考	

- ※ 利用料は、利用終了後に利用施設へ直接お支払い願います
- ※ 課税状況が変更になった場合は、下記まで早急にお知らせください
- ※ 利用可能期間中に年度が変わる場合、再度申請が必要です

別記第4号様式を削り、別記第5号様式を別記第4号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市産後ケア事業（すまいる mama サポート）実施要綱第4条第1項及び第5条第1項並びに別表の規定は、この告示の施行の日以後に行われた利用の申請について適用し、同日前に利用の申請があったものについては、なお従前の例による。

(令和4年3月30日掲示済)

**奈良市告示第187号**

奈良市未成年後見人支援事業実施要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市未成年後見人支援事業実施要綱**

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良市子どもセンター（奈良市子どもセンター条例（令和3年奈良市条例第31号）第1条の規定により設置された児童相談所をいう。以下「子どもセンター」という。）が支援を行う児童について、その未成年後見人に係る報酬等の全部又は一部を助成することにより、未成年後見人の確保を図るとともに、児童の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とする奈良市未成年後見人支援事業（以下「支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 支援事業における事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 報酬助成 未成年後見人が未成年被後見人となる児童（以下「被後見人」という。）から受け取るべき報酬額の全部又は一部を助成する事業をいう。
- (2) 保険料助成 未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償保険（公益社団法人日本社会福祉士会（以下「日本社会福祉士会」という。）が運営主体となるものに限る。）に係る保険料の全部を助成する事業をいう。

(支援対象)

第3条 支援事業の対象となる未成年後見人は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
  - ア 奈良市子どもセンターの所長（以下「センター所長」という。）が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）法第33条の8第1項の規定に基づき家庭裁判所に対して未成年後見人の選任の請求を行い、選任された未成年後見人
  - イ センター所長以外の者が選任の請求を行い選任された未成年後見人（センター所長が選任請求を行う場合に準じる状況にあるとセンター所長が認める児童に係る未成年後見人に限る。）
- (2) 被後見人の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する者をいう。以下同じ。）以外の者であること。
- (3) 被後見人が法第27条第1項第3号の規定により措置されている児童である場合において、当該児童が入所している施設を運営する法人若しくは当該法人の職員又は委託されている里親でないこと（被後見人の施設退所後の自立に備えて選任の請求がなされた場合を除く。）。
- (4) 被後見人が18歳未満の児童であること。
- (5) 被後見人の預貯金、有価証券、不動産その他の資産の評価額の合計が1,700万円未満であること。

2 前項第1号イのセンター所長が選任請求を行う場合に準じる状況にあるとセンター所長が認める児童とは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する児童をいう。

- (1) 子どもセンターが支援を行う児童であること。
- (2) 保護者（法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童であること。
- (3) 親族が監護・養育能力及び財産管理能力の全部又は一部を欠くため、親族以外の者を未成年後見人として選任せざるを得ない状況（親族以外の者が親族未成年後見人と共同で未成年後見人に選任されている場合を含む。）にある児童であること。

(助成金額)

第4条 支援事業における助成金額は、次の各号に掲げる事業内容の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 報酬助成 家庭裁判所が決定した報酬額（以下「報酬付与決定額」という。）の範囲内において、被後見人1人当たり月額20,000円を上限とし、これに報酬付与審判対象期間の月数を乗じて得た額
- (2) 保険料助成 日本社会福祉士会が定める保険料の全額

2 前項第1号の規定にかかわらず、報酬付与審判対象期間が12月を超える場合は、助成金額は、報酬付与決定額を報酬付与審判対象期間の月数で除した額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じて得た額とする。



3 第1項第1号及び前項の規定による助成金額は、被後見人につき、未成年後見人が数人あるときは、それぞれの規定による額を未成年後見人1人当たりの月額の上限とし、これに報酬付与審判対象期間の月数を乗じて得た額とする。

(助成対象期間)

第5条 報酬助成及び保険料助成の対象となる期間は、被後見人が18歳に到達する日の前日までとする。

(報酬助成の申請及び決定)

第6条 報酬助成を受けることができる者は、第3条第1項に掲げる助成要件を満たしている未成年後見人であつて、家庭裁判所に対し報酬の請求を行い、民法第862条に基づき、当該家庭裁判所から報酬の付与が認められ、その額が決定した者とする。

2 第4条第1項第1号の報酬助成を受けようとする未成年後見人は、報酬の付与が認められ、その額が決定した日の翌日から起算して90日以内に、次に掲げる書類を添えて、センター所長を経由して市長に報酬助成の申請を行うものとする。

- (1) 奈良市未成年後見人支援事業(報酬助成)申請書(別記第1号様式)
- (2) 奈良市未成年後見人支援事業資産状況届出書(別記第2号様式)
- (3) 奈良市未成年後見人支援事業資産状況等に関する調査同意書(別記第3号様式)
- (4) 報酬付与の審判書の写し
- (5) 未成年後見人の就職が記載された被後見人の戸籍の写し
- (6) 未成年後見人の身分証明書の写し
- (7) 家庭裁判所に提出した被後見人に係る財産目録及び当該財産目録に係る資産の評価額を確認できる資料
- (8) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、報酬助成の可否を決定した上、奈良市未成年後見人支援事業(報酬助成)(決定・却下)通知書(別記第4号様式)により当該未成年後見人に通知するものとする。

(報酬助成金の交付)

第7条 前条第3項の規定による報酬助成決定を受けた未成年後見人は、奈良市未成年後見人支援事業(報酬助成)請求書(別記第5号様式)に助成金振込口座(助成対象未成年後見人の口座に限る。)の通帳の写しを添えて、センター所長を経由して市長に助成金の請求を行うものとする。

2 報酬助成金の交付は、前項の規定による請求を受けた月の翌月末日までに、前項の口座への振込みにより行うものとする。

(保険料助成の申請及び決定)

第8条 第4条第1項第2号の保険料助成を受けようとする未成年後見人は、奈良市未成年後見人支援事業(保険料助成)申請書(別記第6号様式)に所定の未成年後見人補償制度加入依頼書(以下「加入依頼書」という。)を添えて、センター所長を経由して市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、保険料助成の可否を決定した上、奈良市未成年後見人支援事業(保険料助成)(決定・却下)通知書(別記第7号様式)により当該未成年後見人に通知するものとする。

(保険料助成金の支払等)

第9条 市長は、前条第2項の規定により保険料助成を決定したときは、日本社会福祉士会に対し、加入依頼書を提出し、保険の加入を申し込むものとする。

2 市長は、日本社会福祉士会から保険料助成に係る保険料の請求を受けたときは、当該未成年後見人に代わって保険料の全額を支払うものとする。

3 市長は、前項の保険料の支払いの後、日本社会福祉士会から送付される加入者証を速やかに当該報酬助成決定者に送付するものとする。

(事故等の発生報告)

第10条 第6条第3項又は第8条第2項の規定により助成の決定を受けた未成年後見人(以下「助成決定者」という。)は、保険料助成を受けている助成対象未成年後見人又は被後見人に生じた損害について保険料の支払を求めるときは、所定の事故発生報告書を作成し、センター所長を経由して市長に提出しなければならない。

(保険料助成の継続)

第11条 助成決定者は、保険料の助成を翌年度も継続することを希望するときは、毎年2月1日から同月末日までの間に、第8条第1項に規定する方法により、市長に申請しなければならない。

(状況の確認)

第12条 センター所長は、1年に1回以上、助成決定者及び被後見人の状況を確認するものとする。

2 センター所長は、前項の確認のために必要があると認めるときは、助成決定者に対し、報告、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(助成決定者の報告義務)

第13条 助成決定者は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、奈良市未成年後見人支援事業状況変更・喪失届出書(別記第8号様式)に奈良市未成年後見人支援事業資産状況等に関する調査同意書を添付し、速やかにセンター所長を経由して市長に報告しなければならない。

- (1) 被後見人の未成年後見人を辞任し、又は解任されたとき。
- (2) 被後見人が成年に達し、婚姻し、又は死亡する等して未成年後見が終了したとき。
- (3) 被後見人の有する資産等の評価額の合計が1,700万円以上となったとき。
- (4) 助成決定者が第3条第1項に規定する助成要件に該当しなくなったとき。
- (5) 被後見人の住所又は氏名が変わったとき。
- (6) 助成決定者の住所又は氏名が変わったとき。

(助成の終了)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、支援事業の実施の終了を決定するとともに、奈良市未成年後見人支援事業終了通知書(別記第9号様式)により速やかに助成対象未成年後見人に通知しなければならない。

- (1) 助成決定者が第3条第1項に規定する助成要件を満たさないこととなったとき。
  - (2) 助成決定者から前条第1号から第4号までの規定に該当する旨の報告があったとき。
- 2 前項の規定により支援事業の実施を終了したときは、報酬助成及び保険料助成の実施は、終了事由が発生した日の属する月の分までとし、以後の支払は行わないものとする。ただし、保険料助成については、日本社会福祉士会が定めるところにより保険が解約されるまでの期間を助成対象とする。

(助成金の返還)

第15条 市長は、支援事業における助成金の支払後、前条第1項の規定により支援事業の実施を終了したときは、同条第2項の規定により交付すべき助成金の額を算定し、支払済の助成金が交付すべき助成金の額を上回るときは、助成決定者に対して、既に支払った助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

- 2 市長は、助成決定者が偽りその他不正な手段により報酬助成又は保険料助成の決定を受けたことが明らかになったときは、当該報酬助成の決定及び保険料助成の決定を取り消すとともに、当該助成決定者に対し、支払済の助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。
- 3 助成決定者は、前2項の規定により市長から助成金の返還請求があったときは、速やかに市長に助成金を返還しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第16条 報酬助成及び保険料助成を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条の規定にかかわらず、報酬助成及び保険料助成の対象は、令和4年4月1日以降の未成年後見人としての活動実績に係る期間に限るものとする。

別記

第1号様式(第6条関係)

年 月 日

奈良市未成年後見人支援事業(報酬助成)申請書

(宛先) 奈良市長

奈良市未成年後見人支援事業実施要綱第6条第2項の規定により、次のとおり必要書類を添えて申請します。

(申請者) 未 成 年 後 見 人	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
未 成 年 被 後 見 人	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	
申 請 額		円
助成対象期間		年 月 日から 年 月 日まで
未成年後見人の選任日		年 月 日
入所期間(対象 期間内に施設入所 がある場合)	施設名	
	期 間	年 月 日から 年 月 日まで

<添付書類>

- 1 奈良市未成年後見人支援事業資産状況届出書(別記第2号様式)
- 2 奈良市未成年後見人支援事業資産状況等に関する調査同意書(別記第3号様式)
- 3 報酬付与の審判書の写し
- 4 未成年後見人の就職が記載された被後見人の戸籍の写し
- 5 未成年後見人の身分証明書の写し
- 6 家庭裁判所に提出した被後見人に係る財産目録及び当該財産目録に係る資産の評価額を確認できる資料

第2号様式 (第6条関係)

年 月 日

奈良市未成年後見人支援事業資産状況届出書

(宛先) 奈良市長

奈良市未成年後見人支援事業に係る報酬助成の申請を行うため、次のとおり未成年被後見人の資産状況を届け出ます。

未成年後見人 住 所  
氏 名  
電話番号

未成年被後見人 住 所  
氏 名

資 産 の 内 訳	現 金	円
	預 貯 金	円
	有 価 証 券	円
	不 動 産	円
	その他の資産	円
資産の合計		円

第3号様式 (第6条関係)

年 月 日

奈良市未成年後見人支援事業資産状況等に関する調査同意書

(宛先) 奈良市長

奈良市未成年後見人支援事業における資産状況の届出内容について、当該内容の確認のために必要な限度において、関係機関に調査・照会を行うこと及び本同意書を関係機関に開示することに同意します。

未成年後見人 住 所  
氏 名  
電話番号

未成年被後見人 住 所  
氏 名

第4号様式 (第6条関係)

第 号  
年 月 日

奈良市未成年後見人支援事業（報酬助成）（決定・却下）通知書

未成年後見人

様

奈良市長



年 月 日付で申請のあった奈良市未成年後見人支援事業に係る報酬助成について、次のとおり（決定・却下）しましたので、奈良市未成年後見人支援事業実施要綱第6条第3項の規定により通知します。

決定内容	報酬助成決定 ・ 報酬助成却下	
助成金額	円	
助成対象期間	年 月 日から 年 月 日まで	
被 後 見 人	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	
備 考		

※未成年後見人は、未成年被後見人の資産状況等に変更があったときは、速やかに奈良市未成年後見人支援事業状況変更・喪失届出書（別記第8号様式）により報告してください。

第5号様式(第7条関係)

年 月 日

奈良市未成年後見人支援事業(報酬助成)請求書

(宛先) 奈良市長

未成年後見人 住 所  
氏 名  
電話番号

未成年被後見人 住 所  
氏 名

奈良市未成年後見人支援事業実施要綱第7条第1項の規定により、奈良市未成年後見人  
事業(報酬助成)決定通知書( 年 月 日 第 号)に基づく報酬助成金  
を次のとおり請求します。

請 求 額	円	
助成対象期間	年 月 日から 年 月 日まで	
報 酬 助 成 金 振 込 口 座	金融機関名	銀行 信用金庫 農協
	支 店 名	本店 支店 出張所
	口 座 種 別	普通 ・ 当座
	口 座 番 号	
	口座名義人	(フリガナ)

※振込口座は、助成対象未成年後見人名義の金融機関口座としてください。

<添付書類>

- 1 報酬助成金振込口座の通帳の写し

第6号様式(第8条関係)

年 月 日

奈良市未成年後見人支援事業(保険料助成)申請書

(宛先) 奈良市長

奈良市未成年後見人支援事業要綱第8条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

(申請者) 未 成 年 後 見 人	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
未 成 年 被 後 見 人	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	
未成年後見人の選任日		年 月 日
児童福祉施設に 入所している場合	施 設 名	
	入所開始日	年 月 日 から

<添付書類>

- 1 未成年後見人補償制度加入依頼書



第7号様式(第8条関係)

第 号  
年 月 日

奈良市未成年後見人支援事業(保険料助成)(決定・却下)通知書

未成年後見人

様

奈良市長



年 月 日付で申請のあった奈良市未成年後見人支援事業に係る保険料助成について、次のとおり(決定・却下)しましたので、奈良市未成年後見人支援事業要綱第8条第2項の規定により通知します。

決定内容		保険料助成決定 ・ 保険料助成却下
被 後 見 人	氏名	
	生年月日	年 月 日
	住所	
備考		

※未成年後見人は、未成年被後見人の資産状況等に変更があったときは、速やかに奈良市未成年後見人支援事業状況変更・喪失届出書(別記第8号様式)により報告してください。

第8号様式 (第13条関係)

年 月 日

奈良市未成年後見人支援事業状況変更・喪失届出書

(宛先) 奈良市長

奈良市未成年後見人支援事業実施要綱第13条各号に規定する事由が生じたので、次のとおり報告します。

未成年後見人 住 所  
氏 名  
電話番号

未成年被後見人 住 所  
氏 名

事由発生日	年 月 日
発生事由の内容	

◆未成年被後見人の資産状況 (資産状況に変更がある場合のみ記載してください。)

資産の内訳	現金	円
	預貯金	円
	有価証券	円
	不動産	円
	その他の資産	円
資産の合計		円

<添付書類>

- 1 奈良市未成年後見人支援事業資産状況等に関する調査同意書 (別記第3号様式)

第9条様式(第14条関係)

第 号  
年 月 日

奈良市未成年後見人支援事業終了通知書

未成年後見人

様

奈良市長



奈良市未成年後見人支援事業について、次の理由により終了しましたので奈良市未成年後見支援事業実施要綱第14条第1項の規定により通知します。

助成の種類	報酬助成 ・ 保険料助成	
終了日		
終了の理由		
被 後 見 人	氏名	
	生年月日	年 月 日
	住所	
備考		

(令和 4 年 3 月 31 日掲示済)

**奈良市告示第 193 号**

奈良市景観計画区域内における一定規模以上の大規模建築物等に係る事前協議に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 3 月 31 日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市景観計画区域内における一定規模以上の大規模建築物等に係る事前協議に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市景観計画区域内における一定規模以上の大規模建築物等に係る事前協議に関する要綱（平成 28 年奈良市告示第 139 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「及び景観シミュレーション自己評価書（別記第 2 号様式）」を「景観シミュレーション自己評価書（別記第 2 号様式）その他市長が必要と認める書類」に改める。

第 4 条中「景観計画デザインガイドライン」を「景観形成基準」に改める。

附 則

この告示は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

(令和 4 年 3 月 31 日掲示済)

**奈良市告示第 194 号**

奈良市屋外広告物等に関する条例（令和 4 年奈良市条例第 14 号。以下「条例」という。）に規定する次に掲げる地域等を指定したので、条例第 60 条の規定により告示し、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。なお、奈良市屋外広告物条例に規定する地域等の指定（平成 14 年奈良市告示第 159 号）は、令和 4 年 6 月 30 日限り廃止する。

令和 4 年 3 月 31 日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市屋外広告物等に関する条例に規定する地域等の指定

## 1 条例第 11 条第 2 項第 1 号に規定する地域

次に掲げる地域とする。ただし、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた商業地域及び近隣商業地域を除く。

- (1) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条の規定により指定された建造物の周囲 50 メートル以内
- (2) 文化財保護法第 109 条第 2 項の規定により指定された特別史跡、特別名勝、特別天然記念物の周囲 100m 以内

## 2 条例第 11 条第 2 項第 7 号に規定する地域

別図 1 のとおり

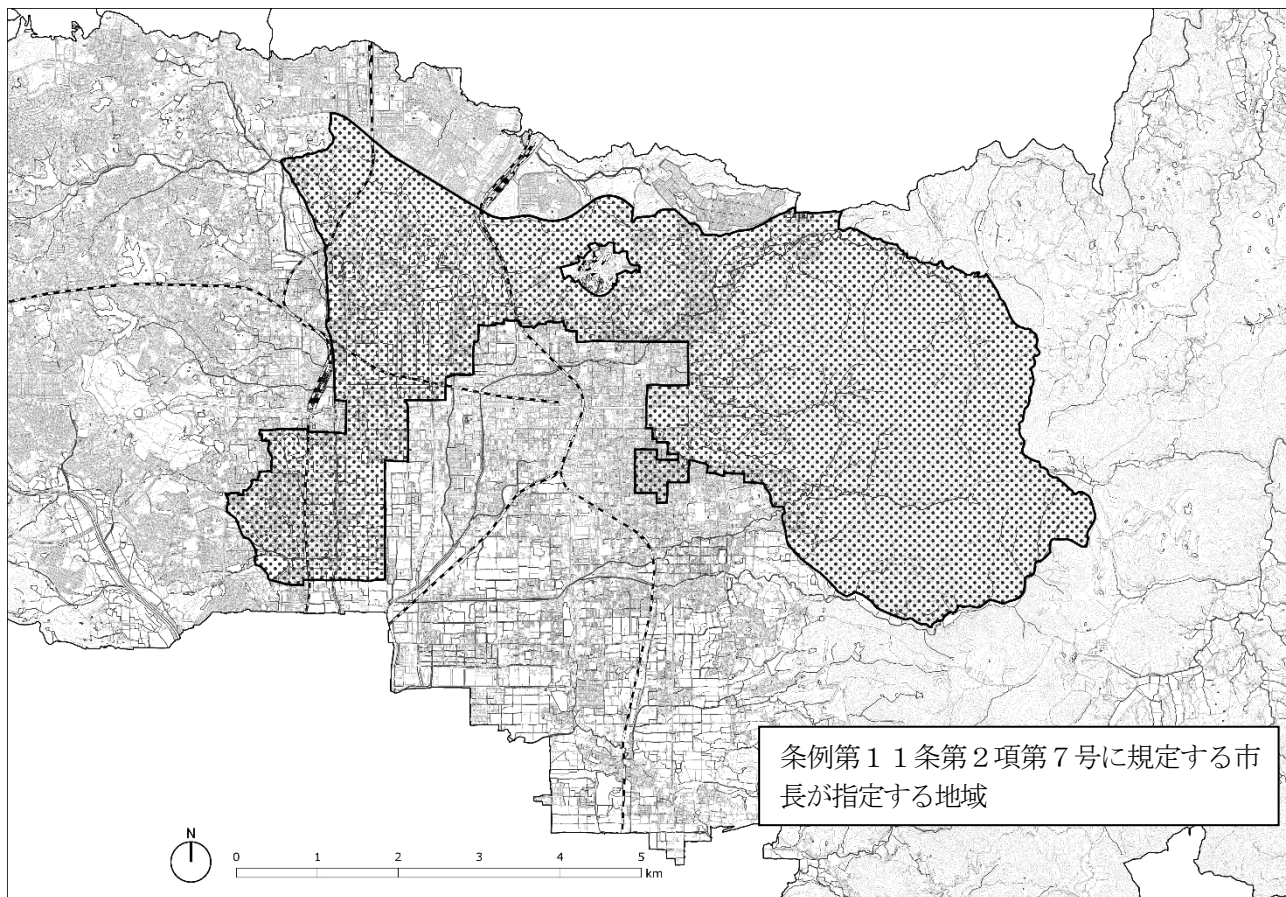
## 3 条例第 11 条第 2 項第 10 号に規定する地域又は場所

次に掲げる地域又は場所とする。ただし、駅構内の区域、都市計画法第 2 章の規定により定められた商業地域及び近隣商業地域を除く。

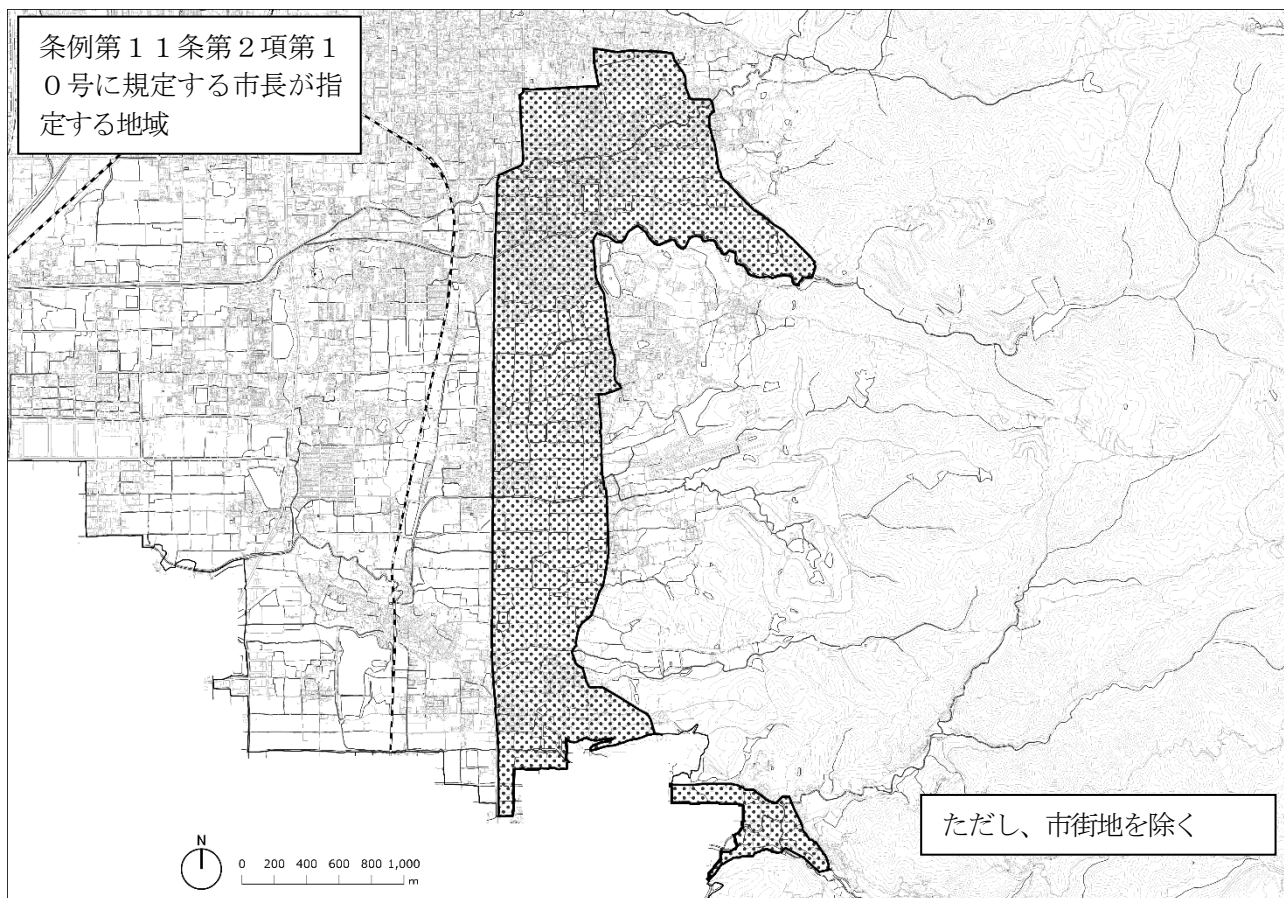
- (1) 次の道路敷地から展望できる範囲の北側 100 メートル以内
  - ア 一般国道 369 号線のうち一般国道 24 号線との交差点から奈良市道北部第 500 号線との交点までの区間
  - イ 主要地方道奈良生駒線のうち奈良市二条大路南二丁目における一般国道 24 号線との交点から奈良市菅原町における主要地方道奈良生駒線と一般国道 308 号線との合流点までの区間
- (2) 主要地方道奈良大和郡山斑鳩線のうち奈良市道中部第 300 号線との交点から大和郡山市界までの区間から展望できる範囲の両側 100 メートル以内
- (3) 次の道路敷地から展望できる範囲の両側 300 メートル以内
  - ア 一般国道 308 号線のうち主要地方道奈良大和郡山斑鳩線との交点から奈良市菅原町における主要地方道奈良生駒線との合流点までの区間
  - イ 主要地方道奈良生駒線のうち奈良市菅原町における一般国道 308 号線との合流点から生駒市界までの区間
  - ウ 一般国道 369 号線のうち今在家橋から奈良市般若寺町における県道木津横田線との交点までの区間及び県道木津横田線のうち当該交点から京都府界までの区間
- (4) 次の鉄道の線路用地から展望できる範囲の両側 300 メートル以内

- ア 西日本旅客鉄道関西本線
- イ 西日本旅客鉄道桜井線
- ウ 近畿日本鉄道奈良線のうち新大宮駅から生駒市界までの区間
- エ 近畿日本鉄道京都線
- (5) 一般国道25号線(名阪国道)の敷地から展望できる範囲の両側500メートル未満
- (6) 一般国道169号線(起点から天理市界までの区間)の東側の地域 別図2のとおり

別図1



別図2



(令和4年3月31日掲示済)

### 奈良市告示第195号

奈良市屋外広告物等に関する条例施行規則（令和4年奈良市規則第33号）に規定する次に掲げる地域を指定したので告示し、令和4年7月1日から施行する。なお、奈良市屋外広告物条例施行規則別表第2の2の表に規定する地域の指定（平成14年奈良市告示第160号）は、令和4年6月30日限り廃止する。

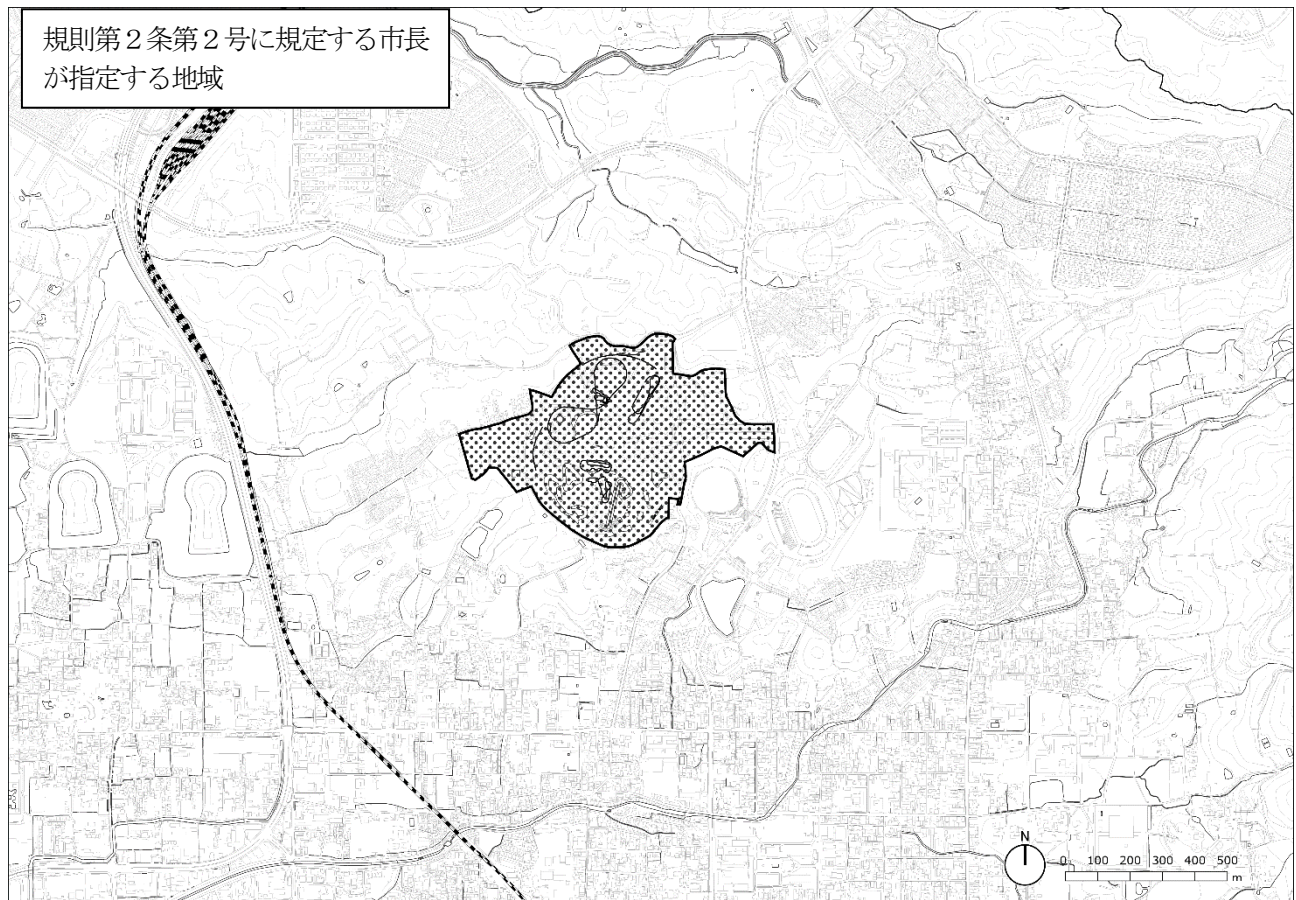
令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

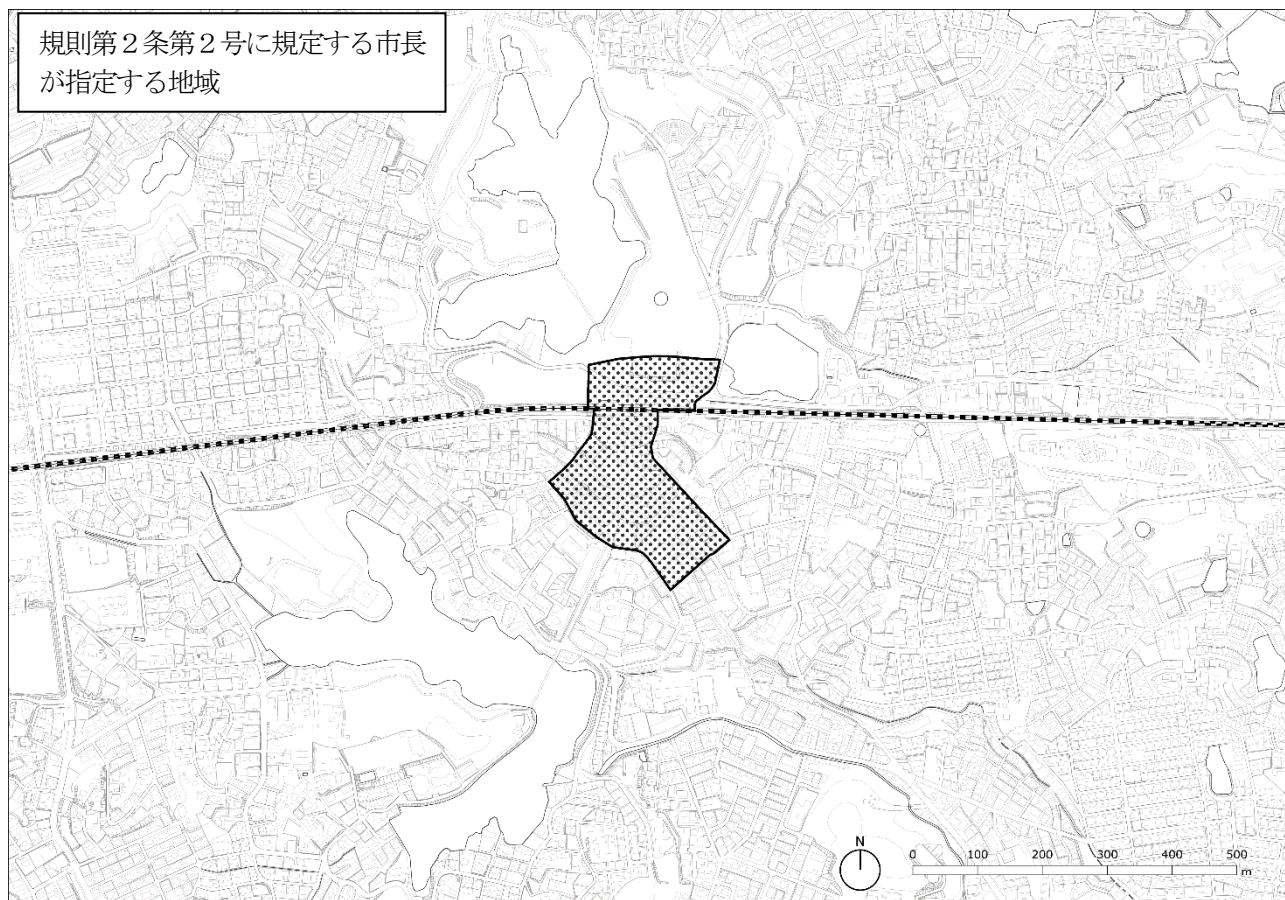
奈良市屋外広告物等に関する条例施行規則に規定する地域の指定

- 1 規則第2条第2項第2号に規定する地域  
別図1及び別図2のとおり
- 2 規則別表第3の4（屋上広告物又はその掲出物件の高さに関する基準のうち、2の(1)）に規定する地域  
別図3のとおり

別図1

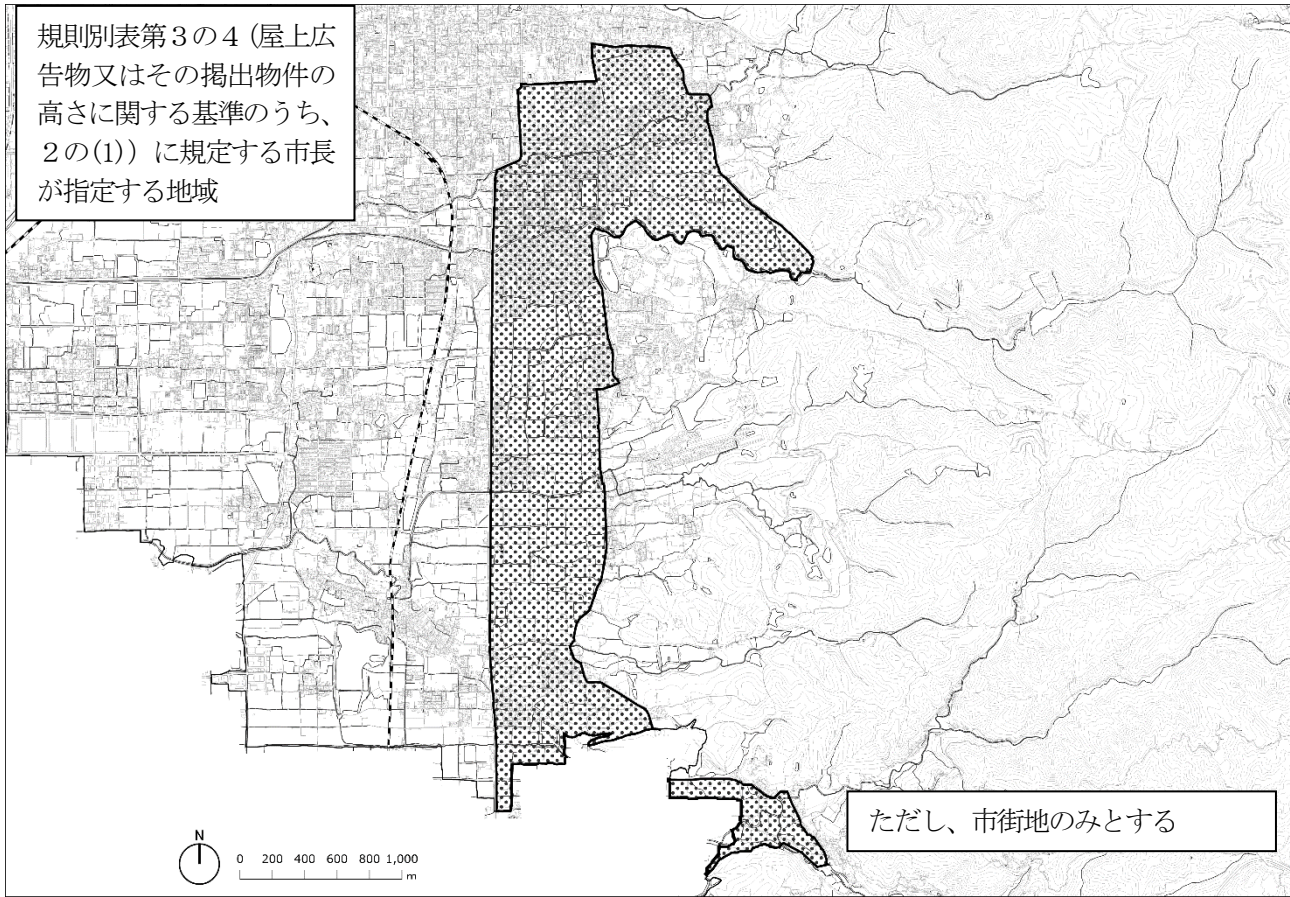


別図2





別図3



(令和4年3月31日掲示済)

**奈良市告示第197号**

奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助金交付要綱(平成6年奈良市告示第100号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「景観形成基準」を「都市景観形成基準」に改める。

附則

この告示は、令和4年7月1日から施行し、この告示による改正後の奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助金交付要綱の規定は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

(令和4年3月31日掲示済)

**奈良市告示第198号**

奈良市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条の規定に基づき実施する奈良市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業(以下「重度

障害者等就労支援特別事業」という。)の実施については、奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例(平成 18 年奈良市条例第 44 号。以下「条例」という。)及び奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成 18 年奈良市規則第 80 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度訪問介護等 法第 5 条第 3 項の重度訪問介護、同条第 4 項の同行援護及び同条第 5 項の行動援護をいう。
- (2) 指定就労支援事業者 重度障害者等就労支援特別事業を行う者として第 15 条第 1 項の規定による指定を受けた事業者をいう。
- (3) 重度障害者等 重度訪問介護等の支給決定を本市から受けている者をいう。
- (4) 通勤時又は職場等における支援 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 523 号)別表第 2 の 1 イの規定により支給対象外となる通勤、営業活動等の経済活動に係る外出に対する支援をいう。
- (5) 支援計画書 重度障害者等の通勤や職場等における支援について、支援対象範囲を明確にし、必要な支援をとりまとめた計画書をいう。
- (6) 指定計画書作成支援事業者 支援計画書の作成支援を行う者として第 15 条第 1 項の規定による指定を受けた事業者をいう。
- (7) 支援計画書作成支援 重度障害者等又は民間企業が希望する場合に指定計画書作成支援事業者が支援計画書を作成するための支援をいう。
- (8) 支援事業者 指定就労支援事業者及び指定計画書作成支援事業者をいう。

(対象者)

第 3 条 重度障害者等就労支援特別事業の対象者は、重度障害者等であって、第 1 号から第 3 号までの全てに該当し、かつ、第 4 号又は第 5 号のいずれかに該当する者(以下「対象者」という。)とする。

- (1) 本市内に居住地を有する者。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- (2) 重度障害者等就労支援特別事業による支援の提供がなければ就労の継続が困難であると市長が認めた者
- (3) 継続的に就労することが可能な者。ただし、65 歳以上の者は、65 歳の前 5 年間に引き続き重度障害者等の障害福祉サービスに係る支給決定を受けている者であって、65 歳に達する前日において本事業を利用している者に限る。
- (4) 民間企業(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)第 49 条第 1 項第 2 号から第 7 号までの助成金の対象となる事業主をいう。以下同じ。)に雇用される者であって、1 週間の所定労働時間が 10 時間以上のも(1 週間の所定労働時間が 10 時間未満の者であっても、当該年度末までに当該企業が 10 時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書によって確認でき、かつ、市長が必要と認める場合を含む。)。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号)第 6 条の 10 第 1 号に規定する就労継続支援 A 型の利用者を除く。
- (5) 自営業者等(前号に掲げる者及び国家公務員、地方公務員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者をいう。)であって、当該自営等に 1 週間のうち 10 時間以上従事することにより当該対象者の所得の向上が見込まれると市長が認めた者

(支援範囲)

第 4 条 重度障害者等就労支援特別事業の対象となる就労支援の範囲は、次に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。ただし、当該重度障害者等が重度訪問介護の支給決定を受けていない場合は、通勤時及び通勤前後の支援に限る。

- (1) 前条第 4 号に該当する者 通勤時又は職場等における支援であって、障害者の雇用の促進等に関する法律第 49 条第 1 項第 4 号又は第 5 号の助成金を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして当該対象者が勤務する民間企業及び関係者による支援計画書において認められた部分(時間)
- (2) 前条第 5 号に該当する者 通勤時又は職場等における支援の部分(時間)

(対象となる支援内容)

第 5 条 重度障害者等就労支援特別事業の対象となる支援内容は、就労している時間に、指定就労支援事業者から提

供された重度訪問介護等に相当する支援で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 排泄、食事並びに通勤時及び外出時における支援
- (2) 代筆、代読その他のコミュニケーション等の支援
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第4号又は第5号の助成金の支給対象外となる<sup>かくたん</sup>喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守り等の支援

(支給量)

第6条 前条に規定する支援に係る支給量は、別表第1に規定する範囲内で市長が決定する。ただし、対象者が重度訪問介護の支給決定を受けていない場合であって、市長が特に必要と認めるときは、これを超えることができる。

(利用申請)

第7条 第5条に規定する支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第28条の規定に基づき、市長に申請するものとする。この場合において、規則第28条第1項に規定する地域生活支援事業利用（変更）申請書（兼利用者負担額減額・免除申請書）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 重度訪問介護等の支給決定を受けていることを示す受給者証（法第22条第8項の受給者証をいう。）の写し
  - (2) 支援計画書
  - (3) 民間企業に雇用されていることを証する書類の写し（被雇用者に限る。）
  - (4) 自営業者等であることを証する書類の写し（自営業者等に限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、第3条第5号に該当する対象者のうち、サービス等利用計画等により申請者の利用状況等が確認できる者については、同項第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(支給決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、申請者の心身の状況、介護を行う者の状況、申請者及びその保護者の重度障害者等就労支援特別事業の利用に関する意向等を勘案及び審査し、適当と認めるときは第6条に規定する支給量の範囲内で支給を決定し、地域生活支援事業利用（変更）決定通知書（別記第1号様式。以下「決定通知書」という。）により、適当と認めないときはその旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による支給の決定（以下「支給決定」という。）の有効期間は、支給決定の日から起算して最初に到来する6月30日までとする。

(利用方法)

第9条 決定通知書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、第5条に規定する支援を受けようとするときは、指定就労支援事業者（利用者の支給決定に係る障害福祉サービスを行う事業所として、法第29条第1項の規定による指定を受けている事業者に限る。）に決定通知書を提示し、利用の申込みを行うものとする。

(変更申請)

第10条 利用者は、第8条の規定により決定を受けた内容を変更しようとするときは、規則第28条第5項の規定に基づき、速やかに市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その要否について審査し、利用者には通知するものとする。

(決定通知書の再交付申請)

第11条 利用者は、決定通知書を紛失し、汚損し、又は毀損した場合は、速やかに市長に再交付を申請するものとする。

(資格喪失)

第12条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者としての資格を喪失するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 有効期間内において本市に住所を有しなくなったとき（ただし、居住地特例による住所変更を除く。）。
- (3) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (4) 自ら利用の辞退を届け出たとき。
- (5) 利用に関し虚偽の申請をしたとき。
- (6) 利用の要否に係る調査に応じないとき。

(就労支援給付費)

第13条 就労支援給付費の額は、第6条の支給量の範囲で、第5条に規定する支援を提供した時間につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

- (1) 別表第2の規定により算定した額
- (2) 規則第29条に規定する負担上限月額範囲内において、別表第2の規定により算定した額に条例第4条に規定する費用負担割合を乗じて得た額（以下「利用者負担額」という。）
- 2 指定就労支援事業者は、就労支援給付費を請求しようとするときは、支援を提供した月の翌月の10日までに、請求書に奈良市重度障害者等就労支援特別事業利用実績記録表（別記第2号様式）及びその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、支援を提供した月の翌月に請求書等の提出ができない場合は、提供した年度中に市長に請求するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による請求があったときは、これを審査し、請求のあった月の翌月の末日までに当該請求に係る就労支援給付費を支払うことができる。
- 4 前項の規定による支払があったときは、利用者に対し就労支援給付費の支給があったものとみなす。
- 5 利用者及びその保護者（以下「利用者等」という。）は、利用者負担額を指定就労支援事業者に直接支払うものとする。
- 6 指定就労支援事業者は、利用者から利用者負担額のほか、交通費（公共交通機関を利用した移動に要する実費であって、市長が適当と認めるものをいう。）を徴収することができる。  
（支援計画書作成支援費）
- 第14条 支援計画書作成支援費の額は、別表第3に定める額とする。
- 2 指定計画書作成支援事業者は、支援計画書作成支援費を請求しようとするときは、作成に協力した月の翌月10日までに請求書を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、作成に協力した月の翌月に請求書の提出ができない場合は、作成した年度中に市長に請求するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による請求があったときは、これを審査し、請求のあった月の翌月の末日までに当該請求に係る支援計画書作成支援費を支払うことができる。  
（支援事業者の指定）
- 第15条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者のうち、重度障害者等就労支援特別事業を適切に行うことができると認める者を支援事業者として指定するものとする。
- (1) 指定就労支援事業者 法第5条に規定する重度訪問介護、同行援護又は行動援護を行う事業所として法第29条第1項の規定による指定を受けている事業者
- (2) 指定計画書作成支援事業者 法第5条に規定する計画相談支援を行う事業所として法第29条第1項の規定による指定を受けている事業者
- 2 前項の規定による指定を受けようとする者は、事業を開始しようとする月の2箇月前までに、奈良市重度障害者等就労支援特別事業者指定（更新）申請書（別記第3号様式）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 指定就労支援事業者
- ア 重度訪問介護等に係る指定障害福祉サービス事業者の指定通知書の写し
- イ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ウ 重度障害者等就労支援特別事業に従事する人員の資格を証明するものの写し
- エ その他市長が必要と認める書類
- (2) 指定計画書作成支援事業者
- ア 計画相談に係る指定特定相談支援事業者の指定通知書の写し
- イ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ウ 支援計画書作成支援に従事する人員の資格を証明するものの写し
- エ その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は奈良市重度障害者等就労支援特別事業者指定（更新）通知書（別記第4号様式）を支援事業所に交付するものとする。
- 4 支援事業者は、指定を受けた内容を変更したときは、変更の事実が生じた日から10日以内に奈良市重度障害者等就労支援特別事業者変更届出書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。
- 5 支援事業者は、重度障害者等就労支援特別事業の指定に係る重度訪問介護等を廃止し、休止し、又は再開しようとするときは、廃止、休止又は再開の1箇月前までに奈良市重度障害者等就労支援特別事業者廃止（休止・再開）届出書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

## (指定の更新)

- 第16条 前条第1項の指定は、6年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。
- 2 支援事業者は、前項の規定により指定の更新を受けようとする場合は、同項の期間（以下「指定の有効期間」という）の満了の日までに奈良市重度障害者等就労支援特別事業者指定（更新）申請書を市長に提出しなければならない。
  - 3 前条第3項の規定は、第1項の規定による指定の更新について準用する。
  - 4 前項の規定により更新の申請があった場合において、指定の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の指定は、その処分がなされるまでの間は、指定の期間の有効期間の満了後もなおその効力を有するものとする。
  - 5 前項の場合において、指定の更新がなされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間満了日の翌日から起算するものとする。

## (指定就労支援事業者の責務)

- 第17条 指定就労支援事業者は、重度障害者等就労支援特別事業の実施に当たっては、介護福祉士、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）に規定する研修を修了した者等の適切に重度障害者等就労支援特別事業に従事できる人員（以下「従業者」という。）を配置しなければならない。この場合において、従業者は、重度障害者等就労支援特別事業の実施に支障のない範囲で同事業者の他の職務に従事することができるものとする。
- 2 指定就労支援事業者は、支援技術の向上を図るため、従業者に必要な研修を実施しなければならない。
  - 3 指定就労支援事業者は、重度障害者等就労支援特別事業の利用の開始に当たっては、利用者等に対し、支援の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、重度障害者等就労支援特別事業の利用開始について利用者等の同意を得て、利用の契約を締結するものとする。
  - 4 指定就労支援事業者は、前項の規定により利用者等と契約を行った場合は、契約内容報告書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。
  - 5 指定就労支援事業者は、従業者、会計、サービス提供等に関する諸記録を整備し、重度障害者等就労支援特別事業のサービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

## (指定計画書作成支援事業者の責務)

- 第18条 指定計画書作成支援事業者は、重度障害者等就労支援特別事業の実施に当たっては、相談支援専門員（指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を配置しなければならない。ただし、相談支援専門員は、重度障害者等就労支援特別事業の実施に支障のない範囲で同事業者の他の職務に従事することができるものとする。
- 2 前条第3項及び第5項の規定は、指定計画書作成支援事業者について準用する。この場合において、同条第5項中「従業者」とあるのは、「相談支援専門員」と読み替えるものとする。

## (報告、調査等)

- 第19条 市長は、重度障害者等就労支援特別事業の実施に関して必要があると認めるときは、利用者、利用者の配偶者若しくは利用者の属する世帯の世帯主その他当該世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他物件の提出若しくは提示を命じ、又は担当職員に質問させることができる。
- 2 市長は、重度障害者等就労支援特別事業の実施に関して必要があると認めるときは、支援事業者若しくはその従業者又は従業者であった者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、これらの者に対し出頭を求め、又は担当職員に関係者に対して質問させ、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
  - 3 前2項の場合において、支援事業者が重度障害者等就労支援特別事業の実施等に関して適当でないと認められる部分があるときは、市長は、当該支援事業者に対し、改善指導を行うことができる。
  - 4 第1項又は第2項の規定による質問等を行う場合においては、担当職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

## (指定の取消し)

- 第20条 市長は、支援事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第15条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

(1) 第15条第2項の要件に該当しなくなったとき。

- (2) 就労支援給付費又は支援計画書作成支援費の請求に関し不正があったとき。
- (3) 前条の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 前条の規定による出頭を求められてこれに応じず、前条の規定による質問に対しても答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は、前条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、支援事業者の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (5) 不正の手段により第15条第1項の規定による指定を受けたとき。

(秘密の保持)

第21条 重度障害者等就労支援特別事業の支援事業者及びその従業者（従業者であった者を含む。）は、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(書類の整備等)

第22条 利用者は、当該支給決定に係る就労の状況を明らかにした書類等を作成し、かつ、支給決定を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。（費用の返還）

第23条 市長は、利用者又は支援事業者が偽りその他不正な手段により就労支援給付費又は支援計画書作成支援費の支給を受けた場合は、当該利用者及び支援事業者から給付費に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、重度障害者等就労支援特別事業の実施について必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

対象者	一月あたりの支給量
重度訪問介護	135 時間
同行援護	45 時間
行動援護	45 時間

備考

- 1 対象者の障害の状態に応じて、上記支給量の範囲内で二人介護を可とする。
- 2 対象者が複数サービスの支給決定を受けている場合の支給量は、最も支給量が多いサービスに係る支給量とする。

別表第2 (第13条関係)

対象者	給付額		
重度訪問介護	基本額	最初の1時間 2,000 円	
		以降30分ごとに 1,000 円	
	送迎加算	居宅と勤務する職場等との間の送迎を行った場合	片道につき 1,000 円
	喀痰吸引等支援体制加算	喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合	1日につき 1,000 円
同行援護	最初の30分 1,500 円		
	以降30分ごとに 1,500 円		
行動援護	最初の30分 2,000 円		
	以降30分ごとに 2,000 円		

備考

- 1 重度訪問介護の対象者に係る最初の1時間の算定には、40分以上の支援を必要とする。これ以降は30分ごとに算定することとし、この算定のためには、20分以上の支援を必要とする。
- 2 同行援護及び行動援護の対象者に係る最初の30分の算定には、20分以上の支援を必要とする。これ以降は30分ごとに算定することとし、この算定のためには、20分以上の支援を必要とする。

別表第3 (第14条関係)

支援計画書作成協力費	法第51条の17第1項に規定する計画相談支援給付費(以下「計画相談支援給付費」という。)の支給を受けている場合	計画作成	3,000 円
		計画見直し	1,500 円
	計画相談支援給付費の支給を受けていない場合	計画作成	6,000 円
		計画見直し	3,000 円

別記  
第1号様式(第7条関係)

第 号  
年 月 日

奈良市長

地域生活支援事業利用(変更)決定通知書

障害者総合支援法第77条に規定する事業の利用(変更)決定について、下記のとおり通知します。

記

受給者番号		支給決定障害者 (保護者)氏名	
支給(変更)決定日		支給決定に係る児童氏名	
有効期間			
本人住所			

支援の種類・内容	利用者負担額	利用者負担上限額
備考		

注意事項	1 本事業を利用する際は、この通知書を事業者に提示してください。 2 記載事項等に変更があったときには、奈良市長にその旨を申請してください。
------	---

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。



第2号様式 (第13条関係)

年 月分 奈良市重度障害者等就労支援特別事業利用実績記録表

受給者番号		利用者等氏名 (児童氏名)		年齢	歳	事業所番号
決定支給量	時間/月	支給決定を受けているサービス		加算コード		事業所名
利用者負担 上限月額	円	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護		送迎加算(片道)	01	
		<input type="checkbox"/> 同行援護		送迎加算(往復)	02	
		<input type="checkbox"/> 重度訪問介護		喀痰吸引等支援体制加算	10	

日付	曜日	支援計画書に基づく時間			サービス提供時間			派遣 人数	算定 時間数	加算 コード	サービス費	利用者 負担額	利用者 確認欄	サービ ス提供 者欄
		開始 時間	終了 時間	計画 時間数	開始 時間	終了 時間	除算 時間数							
		:	:		:	:								
		:	:		:	:								
		:	:		:	:								
		:	:		:	:								
		:	:		:	:								
		:	:		:	:								
		:	:		:	:								
		:	:		:	:								
		:	:		:	:								
		:	:		:	:								
		:	:		:	:								
		:	:		:	:								
		:	:		:	:								
		:	:		:	:								
※受給者番号、決定支給量及び利用者負担上限月額は地域生活支援 事業決定通知書で確認してください。 ※用紙が1枚で不足する場合は、2枚目以降に記入してください。その場 合、算定時間数合計・サービス費合計・利用者負担合計・市請求金額 については、最終の用紙のみに記入してください。								算定時間数合計	サービス費合計	利用者負担合計	市請求金額			
								時間	円	円	円			

第3号様式 (第15条関係)

年 月 日

奈良市重度障害者等就労支援特別事業者指定 (更新) 申請書

(宛先) 奈良市長

申請者 所在地  
 名称  
 代表者職・氏名

次のとおり、奈良市重度障害者等就労支援特別事業を行う事業者の指定 (更新) を受けたいので、奈良市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施要綱第15条第3項 (第16条第2項) の規定により申請します。

指定 (更新) を受けようとする事業所	事業の種類別	<input type="checkbox"/> 指定就労支援事業 <input type="checkbox"/> 指定計画書作成支援事業		
	ふりがな			
	名称			
	所在地	〒		
	電話・FAX番号	電話	FAX	
	メールアドレス			
	管理者の職・氏名	職名		ふりがな 氏名
	管理者の住所	〒		
	事業開始年月日	年 月 日		
	既に指定を受けている事業※	指定就労支援事業	重度訪問介護 ・ 行動援護 ・ 同行援護	
		指定計画書作成支援事業	計画相談支援	
	事業所番号 ※更新の場合			

添付書類

【指定就労支援事業者】

- 1 重度訪問介護・同行援護・行動援護のいずれかの指定通知書の写し
- 2 重度障害者等就労支援特別事業に勤務する職員の勤務形態一覧表 (指定 (更新) 月分)
- 3 従事する人員の資格を証明する書類の写し (更新の場合は省略可)
- 4 その他市長が必要と認める書類

【指定計画書作成支援事業者】

- 1 計画相談支援の指定通知書の写し
- 2 重度障害者等就労支援特別事業に勤務する職員の勤務形態一覧表 (指定 (更新) 月分)
- 3 従事する人員の資格を証明する書類の写し (更新の場合は省略可)
- 4 その他市長が必要と認める書類

第4号様式(第15条関係)

第 号  
年 月 日

様

奈良市重度障害者等就労支援特別事業者指定(更新)通知書

年 月 日付けで申請のありました奈良市重度障害者等就労支援特別事業を行う事業者として、次のとおり指定したので、奈良市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施要綱第15条第4項(第16条第3項)の規定により通知します。

事業の種別	
ふりがな	
名 称	
所 在 地	〒
	(ビルの名称等)
管理者の職・氏名	
事業開始年月日	年 月 日
指定の有効期間	年 月 日 から 年 月 日まで
事業所番号	
備 考	

第5号様式 (第15条関係)

年 月 日

奈良市重度障害者等就労支援特別事業者変更届出書

(宛先) 奈良市長

申請者 所在地  
 名称  
 代表者職・氏名

次のとおり、奈良市重度障害者等就労支援特別事業者の指定を受けた内容を変更するので、奈良市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施要綱第15条第5項の規定により届け出ます。

事業の種別	<input type="checkbox"/> 指定就労支援事業 <input type="checkbox"/> 指定計画書作成支援事業	
事業所番号		
名称		
変更予定年月日	年 月 日	
変更事項		
変更の内容及び理由	変更前	変更後
	(理由)	

添付書類 変更の内容を明らかにした書類

第6号様式 (第15条関係)

年 月 日

奈良市重度障害者等就労支援特別事業者廃止（休止・再開）届出書

(宛先) 奈良市長

申請者 所在地  
 名 称  
 代表者職・氏名

次のとおり、奈良市重度障害者等就労支援特別事業者を廃止（休止・再開）するので、奈良市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施要綱第15条第6項の規定により届け出ます。

事業の種別	<input type="checkbox"/> 指定就労支援事業	<input type="checkbox"/> 指定計画書作成支援事業
事業所番号		
名称		
届出種別	<input type="checkbox"/> 廃止	<input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 再開
廃止（休止） 年 月 日	年 月 日	
再開予定年月日	年 月 日	
廃止（休止）の理由		
現に支援を受けていた者に対する措置（廃止し、又は休止した場合に限る。）		

第7号様式 (第17条関係)

契約内容報告書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

事業所番号																			
事業所名																			
代表者名																			

下記のとおり当事業所との契約内容について報告します。

受給者番号																				
支給決定障害者 (保護者)氏名											支給決定に係る 障害児氏名									

契約締結又は契約内容変更による契約支給量等の報告

サービス内容	契約支給量	契約日 (又は変更)	理由
			<input type="checkbox"/> 1 新規契約
			<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
			<input type="checkbox"/> 1 新規契約
			<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
			<input type="checkbox"/> 1 新規契約
			<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
			<input type="checkbox"/> 1 新規契約
			<input type="checkbox"/> 2 契約の変更

既契約の契約支給量によるサービス提供を終了した報告

提供終了日	提供終了月中の終了日 までの既提供量	既契約の契約支給量でのサービス提供を 終了する理由
		<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
		<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
		<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
		<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
		<input type="checkbox"/> 2 契約の変更

(令和4年3月31日揭示済)

奈良市告示第199号

奈良市民間保育所等施設整備費補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

## 奈良市民間保育所等施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 安心して子どもを育てることができる保育環境の整備及び待機児童の解消を目的とし、保育所、幼保連携型認定こども園及び病児保育施設の施設整備に要する経費の一部について予算の範囲内で奈良市民間保育所等施設整備費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、社会福祉法人の助成申請手続きに関する条例(昭和47年奈良市条例第23号)、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)並びに安心こども基金管理運営要領(平成21年3月5日付20文科発第1279号、雇発第0305005号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、保育所等整備交付金交付要綱(平成30年5月8日付厚生労働省発子0508第1号厚生労働事務次官通知)、認定こども園施設整備交付金交付要綱(平成27年5月21日付27文科初第323号文部科学大臣裁定)及び子ども・子育て支援整備交付金交付要綱(平成27年7月13日付府子本第202号内閣総理大臣通知)(以下これらを「国要綱」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる施設(以下「補助対象施設」という。)及び補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、国要綱の当該条項に定めるところにより算定するものとする。この場合において、国又は県の負担割合があるときは、国又は県が算定し交付を決定した交付金の額を加えた額とする。

- 2 前条の補助対象事業のうち、保育所又は幼保連携型認定こども園の創設、改築又は増改築を行う場合で、保育の定員が281人を超える整備を行うときは、前項の規定により算出した額に26,000,000円を加えた額とする。
- 3 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4 複数年度にわたる整備を行う場合における各年度の補助金の交付額は、当該年度における施設整備工事の進捗率(初年度にあつては当該年度の末日における進捗率)に基づき算定するものとする。ただし、国又は県の交付金が施設整備工事の完了後に交付されるときは、当該整備工事が完了した年度に全額を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項の補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請額内訳表(別記第1号様式)
  - (2) 事業計画書(別記第2号様式)
  - (3) 補助対象事業に係る収支予算書
  - (4) 補助対象事業の見積書
  - (5) 工程表
  - (6) 建物配置図及び平面図(各室ごとに室名及び面積を明記したもの)
  - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 複数年度にわたる整備を行おうとする者は、前項に規定する書類のほか、工事の進捗計画の分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定前の着手)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定前に補助対象事業に着手してはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、国又は県の交付金の内示を受けている補助対象事業に限り、市長の事前着手の承認を受けて、補助金の交付決定の前に補助対象事業に着手することができる。

- 2 前項ただし書きの規定による承認の申請は、事前着手承認申請書(別記第3号様式)により行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、補助金の交付の決定前に補助対象事業に着手することを承認するときは、事前着手承認通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 補助事業者は、補助対象事業の実施に当たり、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助対象事業の内容のうち、次に掲げる事項について変更を行う場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

イ 建物等の用途

ウ 利用定員

(3) 補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

(4) 補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

(5) 補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。

(6) 補助金の対象経費について、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(7) 補助対象事業を中止又は廃止（一部中止又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けること。

(8) 補助対象事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（補助金の変更申請）

第7条 補助事業者が、補助対象事業の内容等を変更しようとするときは、規則第11条に規定する補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、関係書類を審査し、適当と認めるときは補助金の変更交付を決定し、補助金等変更交付決定通知書（別記第5号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（状況報告等）

第8条 補助事業者は、補助対象事業の工事の入札を行おうとするときは、市職員の立会いの下で行うものとし、入札後速やかに入札結果報告書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業の工事に着手したときは工事に着手した日から10日以内に、工事着工報告書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、毎年12月末日現在の工事の進捗状況について、翌年の1月15日までに、工事進捗状況報告書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 精算額内訳表（別記第9号様式）

(2) 事業実績報告書（別記第10号様式）

(3) 工事契約金額報告書（別記第11号様式）

(4) 工事請負契約書の写し

(5) 設計監理契約書の写し

(6) 補助対象事業に係る収支決算書

(7) 工事完了を確認するに足る検査済証の写し等

(8) 建物配置図、平面図（各室ごとに室名及び面積を明記したもの）及び立面図

(9) 建物内外主要部分の写真

(10) その他市長が必要と認める書類

2 第3条第4項本文の規定により、工事の竣工年度前の年度に補助金の交付を受ける者は、当該年度の3月末日の実績について、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書及び前項第1号から第5号までに掲げる書類のほか、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 工事進捗状況報告書

(2) 工事請負費の前金払又は中間払の領収書若しくは設計監理費の領収書

（交付及び確定時の審査）

第10条 市長は、補助金の交付及び確定時の審査に当たっては、規則及びこの要綱に定めるところにより適正に行うとともに、提出書類等の記載内容及び添付書類に不備がある場合は、補正等を命ずるものとする。

（財産の処分の制限等）

第11条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対



象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 300,000 円以上の機械、器具その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

- 2 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 3 市長は、補助事業者が第 1 項の規定により市長の承認を受けて財産を処分することにより収入を得た場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（書類の整備等）

第 12 条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前項の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、市やその他省庁から要求があった際は、実地調査及び必要書類の提出に応じなければならない。

（消費税の仕入控除税額の報告）

第 13 条 補助事業者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（別記第 12 号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（一支社、一支所等である場合を含む。）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社又は本所等（以下「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っているときは、当該報告は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする

（補則）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 2 条関係)

補助対象施設		補助対象事業
保育所	児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 39 条第 1 項に規定する保育所	保育所等整備交付金交付要綱第 5 項の表に掲げる整備区分のうち、創設、大規模修繕等、増築、増改築及び改築
認定こども園 (保育部分)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 77 号) 第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園 (以下「幼保連携型認定こども園」という。) において、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設としての保育を実施する部分	保育所等整備交付金交付要綱第 5 項の表に掲げる整備区分のうち、創設、大規模修繕等、増築、増改築及び改築
認定こども園 (教育部分)	幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分	認定こども園施設整備交付金交付要綱別記 4 の表に掲げる整備区分のうち、創設、大規模修繕等、増築、増改築及び改築
病児保育施設	児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に規定する病児保育事業を実施するための施設	子ども・子育て支援整備交付金交付要綱第 4 条の表に掲げる整備区分のうち、創設

別記第 1 号様式 (第 4 条関係)

申請額内訳表

施設の種類	施設の名称	算定基準による算定額												
		設置事業の費	対象経費の算定額	経費の出収額	寄附金収入額	差引額	交付基礎額	豪雪地域交付基礎額	算定額	市費負担補助基本額	市費負担補助額	国費又は県費補助金交付額 (見込) 額	補助金所要額	進捗率
A	B (≦ A)	C	D (=A - C)	E	F (=E × 8%)	G	H (=E + F + G)	I	J (≦ I)	K	L (=J + K)	M	N (=L × M%)	円
1	施設整備費													
2														
3														
	施設整備費計													

(注) 欄にはD欄とH欄を比較して少ない方の額に市の補助率を乗じて得た額を記入すること。

第2号様式(第4条関係)

## 事業計画書

### 1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人

### 2 施設整備費に係る事業計画

#### (1) 施設の規模及び構造

##### ① 整備事業(解体撤去工事費、仮設施設工事費を除く。)

ア 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

イ 敷地の所有関係 \_\_\_\_\_

(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)

ウ 施設整備の区分 \_\_\_\_\_

(創設、増築等の別)

エ 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 延べ面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

オ 建物の構造( \_\_\_\_\_ 造)

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。  
なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。

##### 2 配置図及び各階平面図を添付すること。

なお、増築及び増改築等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

##### ② 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

ア 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 延べ面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

イ 建物の構造( \_\_\_\_\_ 造)

ウ 建築年月日

エ 補助金の区分( \_\_\_\_\_ 年度:市・民間・自己資金・その他)

オ 処分(取壊し)年月日

③ 仮施設設工事

ア 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_㎡ 延べ面積\_\_\_\_\_㎡

イ 建物の構造 ( \_\_\_\_\_造)

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 整備費内訳

ア 主体工事費 \_\_\_\_\_円

イ 工事事務費 \_\_\_\_\_円

ウ 特殊附帯工事費 \_\_\_\_\_円

( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_円

( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_円

エ 解体撤去工事費及び仮施設設整備工事費 \_\_\_\_\_円

(解体撤去工事費) \_\_\_\_\_円

(仮施設設整備工事費) \_\_\_\_\_円

オ その他の工事費 \_\_\_\_\_円

カ 合計 \_\_\_\_\_円

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

ア 国 負担(補助)金 \_\_\_\_\_円

イ 県 負担(補助)金 \_\_\_\_\_円

ウ 市 負担(補助)金 \_\_\_\_\_円

エ 市 単独補助金 \_\_\_\_\_円

オ 設置者負担金 \_\_\_\_\_円

(内訳) 自己資金 \_\_\_\_\_円

借入金 \_\_\_\_\_円

寄附金 \_\_\_\_\_円

カ 合計 \_\_\_\_\_円

(4) 施工計画

① 本体工事関係

ア 直営・請負の別

イ 契約予定年月日

ウ 着工予定年月日

エ 竣工予定年月日

オ 事業開始予定年月日

カ 整備進捗率 年度： % 年度： %

②解体撤去工事関係

- ア 直営・請負の別
- イ 着工予定年月日
- ウ 完了予定年月日

③仮設施設工事関係

- ア 直営・請負・賃貸借の別
- イ 工事期間
- ウ 仮設施設の使用期間

(5) その他参考事項

第3号様式 (第5条関係)

年 月 日

### 事前着手承認申請書

(宛先) 奈良市長

(申請者) 所在地

名 称

代表者

年 月 日付けで交付申請を行った奈良市民間保育所等施設整備費補助金に係る施設整備事業について、当該補助金の交付の決定前に着手したいので、奈良市民間保育所等施設整備費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助対象事業の目的及び内容
- 2 交付申請金額
- 3 事前着手の理由
  
- 4 着手予定年月日

第4号様式(第5条関係)

事前着手承認通知書

年 月 日

様

奈良市長

年 月 日付けで申請のあった奈良市民間保育所等施設整備費補助金に係る事業の交付決定前の着手については、承認することに決定したので、奈良市民間保育所等施設整備費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

第5号様式 (第7条関係)

## 補助金等変更交付決定通知書

奈良市指令 第 号

申請者 様

年 月 日付で申請のあった奈良市民間保育所等施設整備費補助金に係る変更交付申請については、次のとおり決定したので奈良市民間保育所等施設整備費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

奈良市長

1 補助金等の名称	奈良市民間保育所等施設整備費補助金
2 変更内容	
3 変更後の交付決定金額	円
4 交付予定年月日	年 月 日
5 変更後の交付条件	



第6号様式 (第8条関係)

年 月 日

入札結果報告書

(宛先) 奈良市長

(報告者) 所在地

名 称

代表者

に係る一般競争入札に係る結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 入札実施日時 :
- 2 入札場所 :
- 3 落札業者 : \_\_\_\_\_
- 4 落札金額 : \_\_\_\_\_ 円 (税込)
- 5 予定価格 : \_\_\_\_\_ 円 (税込)
- 6 最低制限価格 : \_\_\_\_\_ 円 (税込)

入札執行調書

No.	入札参加業者名	入札金額 (1回目)	入札金額 (2回目)	備考
1				
2				
3				
4				
5				

上記の入札が、適正に実施されたことを証明します。

立会人職氏名

(各人自筆署名)

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

第7号様式 (第8条関係)

工事着工報告書

設置主体名 \_\_\_\_\_

施設の種別			施設の名称			設置団体		
建物の構造 及び面積	構造	造	経費内訳	本体工事費	円	直営・請負の別		
	建築面積	m <sup>2</sup>		暖房設備工事費	円	契約年月日		
	延べ面積	m <sup>2</sup>		工事費	円	着工年月日		
				合計	円	完成予定年月日		

		年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
出来高	本体工事	金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
		金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
		金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	合計	金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

第8号様式(第8条、第9条関係)

## 工事進捗状況報告書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

(報告者) 所在地

名 称

代表者

奈良市民間保育所等施設整備費補助金に係る施設整備事業の 年 月末日における工事進捗状況を下記のとおり報告します。

### 記

- 1 施設名
- 2 創設、増築等の別
- 3 工事進捗率
- 4 3月末日までの進捗率見込
- 5 翌年度進捗率見込

(注) 1 : 4欄は12月末日における進捗状況報告の場合にのみ記入すること。

(注) 2 : 工事工程と進捗率の関連が分かる書類を添付すること。

第9号様式 (第9条関係)

精算額内訳表

施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類		施設の種類		施設の種類		施設の種類		施設の種類		施設の種類		施設の種類	
				施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類
施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類
施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類
1	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類
2	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類
3	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類
施設の種類																	

(注)D欄にはD欄とE欄を比較して少ない方の額に市の補助率を乗じて得た額を記入すること。

第10号様式 (第9条関係)

## 事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入所 (利用) 定員

現 在 定 員	増 加 定 員	合 計
人	人	人

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

① 整備事業 (解体撤去工事費、仮設施設工事費を除く。)

ア 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

イ 敷地の所有関係 \_\_\_\_\_

(自己所有地、借地、買収 (予定) 地の別)

ウ 施設整備の区分 \_\_\_\_\_

(創設、増築等の別)

エ 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 延べ面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

オ 建物の構造 ( \_\_\_\_\_ 造)

② 解体撤去工事 (既存施設に係るもの)

ア 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 延べ面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

イ 建物の構造 ( \_\_\_\_\_ 造)

ウ 建築年月日

エ 補助金の区分 ( \_\_\_\_\_ 年度：市・民間・自己資金・その他)

オ 処分 (取壊し) 年月日

③ 仮設施設工事

ア 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 延べ面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

イ 建物の構造 ( \_\_\_\_\_ 造)

(2) 整備費内訳

ア 主体工事費 \_\_\_\_\_ 円

イ	工事事務費	_____円
ウ	特殊附帯工事費	
	( )	_____円
	( )	_____円
エ	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	
	(解体撤去工事費)	_____円
	(仮施設整備工事費)	_____円
オ	その他の工事費	_____円
カ	合計	_____円

(3) 支出済事業費総額

ア	主体工事費	_____円
イ	工事事務費	_____円
ウ	特殊附帯工事費	
	( )	_____円
	( )	_____円
エ	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	
	(解体撤去工事費)	_____円
	(仮施設整備工事費)	_____円
オ	その他の工事費	_____円
カ	合計	_____円

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(4) 施工実績

① 本体工事関係

ア	直営・請負の別	
イ	契約年月日	
ウ	着工年月日	
エ	竣工年月日	
オ	事業開始年月日	
カ	整備進捗率	年度： % 年度： %

② 解体撤去工事関係

ア	直営・請負の別
イ	着工年月日
ウ	完了年月日

③ 仮施設工事関係

ア	直営・請負・賃貸借の別
---	-------------

- イ 工事期間
- ウ 仮設施設の使用期間

(5) その他参考事項

第11号様式(第9条関係)

年 月 日

(宛先) 奈良市長

発注者 主たる事務所の所在地  
 名称  
 代表者の氏名

請負者 住所  
 氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地  
 並びに名称及び代表者の氏名〕

### 工事契約金額報告書

発注者(委託者)と請負者(受託者)は、 に係る を  
 次のとおり締結し施工するとともに、国庫補助金についてもこれに基づき算定したことを報告します。

契約の種類	契約年月日	金額
	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円



第12号様式(第13条関係)

年 月 日

### 消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

(宛先) 奈良市長

(報告者) 所在地

名 称

代表者

施設の名称

年 月 日付け奈良市指令 第 号で交付決定を受けた  
奈良市民間保育所等施設整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入  
控除税額について、下記のとおり報告します。

#### 記

1 補助金の確定額又は精算額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る  
仕入控除税額

金 円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握  
できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付すること。

(令和 4 年 3 月 31 日掲示済)

### 奈良市告示第 200 号

奈良市防犯カメラ設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市防犯カメラ設置要綱の一部を改正する告示

奈良市防犯カメラ設置要綱（平成 29 年奈良市告示第 562 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「有するもの」の次に「(音声記録装置を有するものを含む。)」を加え、同条第 2 号中「記録された電磁的記録」を「記録した電磁的記録（音声を同時に録音又は記録した場合にあっては、当該音声を含む。）」に改める。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 4 年 3 月 31 日掲示済)

### 奈良市告示第 201 号

奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱（平成 22 年奈良市告示第 165 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「医療機関」を「医療機関等」に改める。

第 3 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、国外から転入した者が既に予防接種（ジフテリア・百日せき・破傷風（三種混合）に限る。以下この項において同じ。）を受けた場合において、市長が年度ごとに定める期間内に市長が定める医療機関において予防接種を受けたときは、当該予防接種を受けた者を助成対象者とすることができる。

第 5 条第 1 項中「奈良県外の」を削り、「奈良市定期予防接種依頼書兼助成金交付申請書」を「奈良市定期予防接種依頼書兼助成金交付申請書（償還）」に改め、同条第 2 項中「奈良県外の」を削る。

第 6 条第 1 項中「奈良県外の」を削る。

別表ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風（4 種混合）の項の次に次のように加える。

ジフテリア・百日せき・破傷風（三種混合）	2 歳未満	6,385 円
	2 歳以上	5,851 円

別表結核（BCG）の項中「8,945 円」を「10,945 円」に改める。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第5条関係)

### 奈良市定期予防接種依頼書兼助成金交付申請書(償還)

接種対象者	住所	奈良市		
	フリガナ		生年月日	年 月 日 (満 歳 か月)
	氏名			
依頼書の交付を申請する予防接種 ※今回申請されるものに○をつけてください。				対象年齢確認
接種日記入欄(※記入しないでください。)				
1. ヒブ感染症	( 1回目・2回目・3回目・追加 )			
2. 肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)	( 1回目・2回目・3回目・追加 )			
3. B型肝炎	( 1回目・2回目・3回目・追加 )			
4. ロタウイルス (いずれか一種類)	ロタリックス	( 1回目・2回目 )		
	ロタテック	( 1回目・2回目・3回目 )		
5. BCG				
6. 4種混合	( 1回目・2回目・3回目・追加 )			
7. 3種混合	( 1回目・2回目・3回目・追加 )			
8. 麻しん・風しん(MR)	( 第1期・第2期 )			
9. 水痘	( 1回目・2回目 )			
10. 日本脳炎	( 1回目・2回目・追加・第2期 )			
11. 二種混合 第2期				
12. ポリオ	( 1回目・2回目・3回目・追加 )			
13. ヒトヒロ-マウイルス	( 1回目・2回目・3回目 )			
予防接種を受ける市町村名と医療機関名	市町村名			
	医療機関名			
依頼書のあて先	1. 市町村長宛 ・ 2. 医療機関長宛			
接種時の滞在先(連絡先) (※住民登録と異なる場合記入)	〒 ( 電話 )			
保護者の氏名	<input type="checkbox"/> 下記の申請者と同じ 続柄( )			
住所	奈良市			
送付を希望する宛先	自宅(奈良市の住所地) ・ 滞在地( 様方 )			
申請の理由				

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住所 奈良市

次のとおり、奈良市定期予防接種依頼書及び助成金の交付を申請します。

氏名 (続柄: )

電話

#### 【依頼書等の交付申請についての注意事項】

- ・回交付する依頼書の有効期限は、9月30日以前に交付した分については交付日から6か月10月1日以降に交付した分については申請を行った日の属する年度の3月31日までとなります。
- ・接種日の時点で奈良市に住民登録がない場合は使用できません。
- ・接種開始時期や接種間隔が満たない場合は定期の予防接種ではなく、任意の予防接種となります。(健康被害救済の対象外になり、費用についても全額自己負担となります。)
- ・予防接種助成の上限金額について了承しました。

このことについて理解し同意しました。

( はい )

※同意される方は○をつけてください。

(注)余白に事務処理欄を記載する。

別記第 2 号様式中「発行日」を「交付日」に、「保 護 者」を「保 護 者 氏 名」に、「翌年の 3 月 31 日までとなります。」を「申請を行った日の属する年度の 3 月 31 日までとなります。ただし、予防接種法で定める定期予防接種の対象年齢を経過した場合は無効となります。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱別記第 2 号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和 4 年 3 月 31 日掲示済)

奈良市告示第 202 号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和 4 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整備に関する告示

(奈良市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正)

第 1 条 奈良市要保護児童対策地域協議会設置要綱(平成 20 年奈良市告示第 632 号)の一部を次のように改正する。

別表 1 の表中「奈良市子ども未来部児童相談所設置推進課」を「奈良市子ども未来部一時保護課  
奈良市子ども未来部子ども支援課」に改め、同

表の 2 の表中「社会福祉法人奈良市社会福祉協議会」を「社会福祉法人奈良市社会福祉協議会  
奈良弁護士会」に改め、同表の

3 の表中 「 弁 護 士 の う ち か ら 市 長 が 指 定 す る 者  
奈良県産婦人科医会の代表者  
奈良県小児科医会の代表者  
奈良県特別支援学校長会の代表者  
奈良県児童福祉施設連盟の代表者  
奈良県里親会の代表者  
その他市長が指定する者  
」 を 「 奈 良 県 産 婦 人 科 医 会 の 代 表 者  
奈良県小児科医会の代表者  
奈良県特別支援学校長会の代表者  
奈良県児童福祉施設連盟の代表者  
奈良県里親会の代表者  
その他市長が指定する者  
」 に改める。

(奈良市障害者虐待防止対策協議会設置要綱の一部改正)

第 2 条 奈良市障害者虐待防止対策協議会設置要綱(平成 25 年奈良市告示第 237 号)の一部を次のように改正する。

別表 1 の表中 「 奈 良 市 福 祉 部 保 護 第 一 課  
奈良市福祉部保護第二課  
奈良市子ども未来部子育て相談課」 を 「 奈 良 市 福 祉 部 保 護 課  
奈良市子ども未来部子どもセンター子ども支援課」

改める。

(奈良市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱の一部改正)

第 3 条 奈良市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱(平成 14 年奈良市告示第 401 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「市民サービスセンター」の次に「、マイナンバーカードセンター」を加え、「、滞納整理課」、  
「、長寿福祉課」及び「、子育て相談課」を削る。

第 3 条第 2 項中「副市長」を「市民部担当副市長」に改め、同条第 5 項中「市民生活部長」を「市民部長」に改める。

第 5 条第 2 項中「、滞納整理課長」、「、長寿福祉課長」及び「、子育て相談課長」を削る。

第 6 条第 2 項第 5 号を削る。

第 9 条の表統合端末を設置する課、各出張所等の事務室の項、第 12 条第 2 項の表統合端末の項及び第 16 条第 2 項中「市民サービスセンター所長」の次に「、マイナンバーカードセンター所長」を加え、「、滞納整理課長」、「、

長寿福祉課長」及び「子育て相談課長」を削る。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日掲示済)